

議案第 7 2 号

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年日出町条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 6 の項右欄に次の 1 号を加える。

- （８） 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 3 8 号）第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第２の１７の項右欄に次の４号を加える。

- (４) 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
- (５) 日出町重度心身障害者医療費の支給に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
- (６) 日出町子ども医療費の助成に関する条例第３条に規定する法令による医療費の助成等に関する情報であって規則で定めるもの
- (７) 日出町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第２の１８の項右欄に次の１号を加える。

- (６) 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

日出町の行う医療費の助成において、公金受取口座を利用できるようにするために条例を改正したいので提出する。